## 大垣市土地開発公社

# 保有地売却のしおり

公募申込受付期間 令和7年10月1日(水)から

令和7年10月17日(金)まで

**抽 選 日 時** 令和7年10月21日(火)午後2時

抽 選 場 所 大垣市役所 5 階 打合せ室 3

大垣市土地開発公社事務局 ( 大 垣 市 役 所 5 階 ) 電話 0584-47-8649

## 目 次

1	保有地の売却スケジュール・・・・・・・・・・・1~2ページ
2	保有地の売却実施要領・・・・・・・・・・・・・・3~5ページ
3	公募申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ページ
5	委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
6	土地売買契約書(公募申込用)・・・・・・・・・・9~12ページ
7	参考(地方自治法施行令、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
	及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律)・・・13~14 ページ

### 保有地の売却スケジュール

申込みの前に、必ず現地を確認し、現状及び利用に係る諸規則についての調査確認をしてください。

資料配布

令和7年10月1日(水)から公社事務局で「保有地売却のしおり」 を配布します。(公社ホームページからもダウンロードできます。)

▼

公募申込

公募申込書(添付書類あり)を提出してください。

受付期間:令和7年10月1日(水)から

令和7年10月17日(金)まで

公募抽選

抽選により当選者を決定します。

日 時: 令和7年10月21日(火)午後2時

場 所:大垣市役所5階 打合せ室3

V

契約説明会

当選者に契約手続の説明をします。

説明日:令和7年10月21日(火) (抽選終了後)

▼(事務処理等 約1週間)

契約書の提出

売買契約書(2通)に記名押印し提出してください。 (うち1通に収入印紙を貼り付けて割印してください。)

▼(事務処理等 約1週間)

## 売買代金と 登録免許税の 納付

次の書類をお渡しします。

- (1) 公社理事長印を押印した「契約書」
- (2) 売買代金の「納入通知書」
- (3) 「登録免許税納付書」

売買契約締結日から 20 日以内に売買代金と登録免許税を納付して ください。



次の書類を提出してください。

#### 所有権の移転

- (1) 納入通知書兼領収証書(桃色の紙)(原本)
- (2) 登録免許税の領収済通知書(原本)

上記書類を受領した後、公社が所有権移転の登記申請をします。

▼ (登記申請してから完了するまで 約2週間)

### 土地の引渡し

所有権移転登記完了後、次の書類をお渡ししますので、土地引渡書 (2 通) に記名押印(印鑑登録の印)をお願いします。

- (1) 登記完了証(原本)
- (2) 登記識別情報通知(原本)

### 保有地の売却実施要領

大垣市土地開発公社(以下「公社」という。)が保有する次の土地(以下「土地」という。)を次のとおり売却します。

#### 1 公募抽選により売却する土地

大 垣 市

土地 番号	土地の所在地番	地 目(現況)	実測面積(m²)	公募価格(円)
95	大島町2丁目150番2	田(田)	1, 508. 93	21, 420, 000

#### 2 申込資格

- (1) 個人、法人を問わず申込みできます。
- (2) 2人以上の共有名義で申込みすることもできます。
- (3) 次に該当すると認められる方は、申込みすることはできません。
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当すると認められる者
  - ② 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第 1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

#### 3 申込みの方法等

(1) 公募申込書(以下「申込書」という。)に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類と併せて提出してください。

#### (2) 提出書類

- ① 公募申込書
  - ※ 申込書に押印する印鑑は、印鑑証明書と同じものを使用してください。
- ② 添付書類各1部(各証明書は、発行後3か月以内のものを添付してください。)

区 分	添 付 書 類
個 人	住民票の写し、印鑑証明書、誓約書
法 人	商業又は法人登記簿謄本(登記事項証明書)、代表者の印鑑証明書、誓約書
# +	全員の住民票の写し(法人の場合は登記簿謄本)、全員の印鑑証明書(法人の場合は代
共 有	表者の印鑑証明書)、全員の誓約書

#### (3) 受付期間及び受付場所

- ① 受付期間 令和7年10月1日(水)~令和7年10月17日(金) 午前8時30分から午後5時15分 ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- ② 受付場所 大垣市役所5階 土地開発公社事務局

#### (4) 土地の確認

- ① 現地説明会は行いませんので、申込者において、必ず現地確認をしてください。
- ② 土地は、現状有姿で引渡します。(図面と現状が相違している場合、現状が優先します。)
  - ア 電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切公社では行いません。
  - イ 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、公社では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せのうえ、各自で対応してください。
- ③ 土地の利用や建物を建築するときは、建築基準法や所在自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

#### 4 抽選の日時等

同一物件に複数の申込みがあった場合、抽選を行います。

- (1) 抽選日時 令和7年10月21日 (火) 午後2時 (厳守)
- (2) 抽選場所 大垣市役所5階 打合せ室3
- (3) 抽選の受付は、午後1時50分までに行います。<u>抽選受付時間に遅れた場合は、抽選に参加できません</u>のでご注意ください。また、一度会場に入場されますと、抽選終了までは退場できません。会場内では、私語、携帯電話による会場外との連絡はできません。
- (4) 抽選には、申込者(共有名義で申込みの場合は代表者)又は代理人が必ず出席してください。 抽選会場への入室は1名とします。共有名義での申込みの場合も代表者1名のみとします。 なお、代理人によって抽選する場合は、委任状を作成の上、提出してください。ただし、1人で 複数の代理を兼ねることはできません。共有名義で申込みの場合、代表者以外の方(代表者以外 の共有者を含む。)が抽選に参加される場合は、代表者からの委任状が必要です。
- (5) 抽選終了後、当選者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

#### 5 抽選日の持参品等

- (1) 委任状 申込書の申込者本人(共有名義で申込みの場合は代表者本人)が抽選に参加される場合は不要です。法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が抽選に参加される場合には、委任状を持参してください。
- (2) 印鑑 申込書に押印したご本人の印鑑を持参ください。ただし、代理人が抽選に参加される場合には、申込者ご本人(委任者)の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参ください。
- (3) 筆記用具 万年筆又はボールペン

#### 6 当選者の決定

- (1) 売却物件に申込みが1件のみの場合、当該申込者が当選者となります。
- (2) 同一物件に複数の申込みがあった場合、抽選を行います。抽選方法は、申込受付順にくじを引いてくじの順番を決め、順番が決まったらもう一度くじを引いて当選者を決定します。
- (3) 当選者は、その権利を他者に譲ることはできません。

#### 7 売買契約の締結等

- (1) 公社が指定した期日までに売買契約書2通に記名・押印して公社に提出してください。
- (2) 契約書に貼付する収入印紙は、当選者の負担となります。

#### 8 契約上の主な特約

- (1) 土地について農地法第5条第1項に規定する許可又は届出を要する場合は、当該許可申請又は届出は、当選者の責任と費用負担において行っていただきます。
- (2) 契約締結の日から10年間は、土地を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用(転売、貸付等を含みます。)に供してはなりません。
  - なお、「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体をいいます。
- (3) 契約締結の日から10年間は、土地を風俗営業等の業務の用に使用(転売、貸付等を含みます。) することを禁止します。
  - なお、「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務をいいます。
- (4) 上記(2)、(3)の条件の遵守状況を確認するために、随時、土地の利用状況について実地調査することがあります。実地調査の際には、当選者に協力していただきます。
- (5) 当選者が(4)に定める義務に違反した場合は、売買代金の100分の10の違約金を支払っていただきます。
- (6) 当選者が上記(2)、(3)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を支払っていただきます。
- (7) 契約締結の時から土地の引渡しの時までにおいて、土地が天災地変その他の理由により滅失又は損傷し、本契約の履行が不可能となった場合は、当選者及び公社は双方書面通知により契約を解除することができます。
- (8) 契約締結後、土地の種類又は品質に関して契約不適合があった場合は、引渡しの日から2年以内に公社に通知したものに限り、修補請求等をすることができます。

#### 9 売買代金の支払

- (1) 契約締結日から20日以内に納入通知書により納付してください。
- (2) 契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除します。

### 10 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転登記は、売買代金が完納されたことを確認した後に、公社が行います。
- (2) 契約書に貼り付ける収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など契約に必要な一切の費用は、当選者の負担となります。
- (3) 当選者は、土地の所有権移転登記前に、その土地について一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (4) 所有権移転登記は、登記簿数量で行います。

#### 11 その他の注意事項

- (1) 不正の申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。また、申込者は、その事実が判明した日から一定期間、公社の行う土地の売却に関する全てに参加又は申込みを行うことができません。
- (2) 当選者が、売買契約に定める義務を履行しないために、公社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

### 公募申込書

令和 年 月 日

大垣市土地開発公社理事長 様

土地開発公社が売却する次の土地を買受けたいので、保有地の売却実施要領及び土地売 買契約書の内容を承諾の上、当該土地に係る公募に申込みます。

1 申込者(共有の場合は、申込者を代表者と読み替えます。)

	住所	₸	持分割合
申			/
以 以 以	ふりがな		
者	氏 名		
	連絡先	電話番号 FAX	

2 共有者

	住	ᇎ	₸	持分割合		
	土	ולז		/		
	ふり	がな				
共	氏	名				
有者	住所	〒	持分割合			
111	Д.	121				
	ふり	がな				
	氏	名				

- ※ 共有名義で申込まれる場合、
  - ・申込者の欄に、共有者を代表する方の住所・氏名・持分割合等を記入してください。
  - ・共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名・持分割合等を記入してください。
- ※ 印鑑証明書の印をご使用ください。
- 3 申込土地

土地番号	土	地	の	所	在	地	番	

【添付書類】(※ 添付書類は、共有の場合は全員分必要です。)

住民票の写し(法人にあっては、商業又は法人登記簿謄本)、印鑑証明書(法人にあっては、代表者の印鑑証明書)、誓約書

### 誓約書

令和 年 月 日

大垣市土地開発公社理事長 様

申込者 住 所

氏 名 卿

- ※ 印鑑証明書の印をご使用ください。
- ※ 法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人名及び 代表者氏名を記載してください。

このたび、公募申込にあたり、次の事項に相違ない旨確約のうえ、貴公社における抽選、 契約等についての諸規定を厳守いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、その事実に関して貴公社が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当すると認められる者ではありません。
- 2 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5 条第1項の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者ではありません。

### 委 任 状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、次の土地について公募抽選に関する一切の権限を委任します。

土地番号		土	地	の	所	在	地	番		

令和 年 月 日

大垣市土地開発公社理事長 様

委任者(申込者)住 所

- ※ 印鑑証明書の印をご使用ください。
- ※ 法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人名及び 代表者の氏名を記載してください。

### 土地壳買契約書

売払人 大垣市土地開発公社(以下「甲」という。)と買受人 とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。 (以下「乙」という。)

(土地)

第1条 売買する土地(以下「土地」という。)は、次のとおり。

所 在 地 番	地 目	地 積 (m²)	摘要

(土地代金)

第2条 土地代金は、金

円とする。

(代金の支払い)

第3条 乙は、土地代金をこの契約締結日から 20 日以内に甲が指定する納付方法により、所定の金融機関に納付しなければならない。

(所有権の移転)

第4条 土地の所有権は、乙が土地代金を完納した時に乙に移転する。

(登記の嘱託)

- 第5条 乙は、前条の規定により所有権が乙に移転した後、甲に対して所有権移転登記を請求するものとし、甲はすみやかに当該登記を嘱託するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する登記に必要な書類等を遅滞なく甲に提出し、登記に協力するものとする。
- 3 第1項に規定する登記に要する費用は、乙の負担とする。

(十地の引渡し)

第6条 甲は、土地の所有権が乙に移転した後、直ちに引渡し時における現状有姿のまま土地を引渡 すものとする。

(農地転用)

第7条 土地について農地法第5条第1項の規定による許可又は届出を要する場合は、当該許可申請 又は届出は乙の責任と費用負担において行うものとする。

(禁止用途)

- 第8条 乙は、本契約の締結の日から 10 年間、土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは 法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所 又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権 を第三者に移転し又は土地を第三者に貸してはならない。
- 2 乙は、本契約の締結の日から 10 年間、土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に定める特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

#### (危険負担)

- 第9条 本契約締結の時から土地の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能、又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、土地代金の支払いを拒むことができる。
- 2 甲は、土地の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、土地を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。
- 3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やか に返還するものとする。

#### (契約不適合責任)

- 第10条 乙は、引渡された土地が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、 修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申入れをすることができる。
  - (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
  - (2) 修補に要する費用が土地代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
  - (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない 事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
  - (4) 前号の損害賠償額は、土地代金の額を限度とする。
  - (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
  - (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害 賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。
- 3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。 (実地調査等)
- 第11条 甲は、第8条に定める禁止用途に関して、必要があると認めるときは、乙に対して質問し、 帳簿、書類その他の物件を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができ る。
- 2 乙は、甲が必要と認めるときは随時に、土地について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて土地の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

#### (違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として 甲に支払わなければならない。 なお、次の各号に定める事由が 2 以上生じたときは、それぞれの違約金を甲に対して支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の1割)円
- (2) 第8条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円
- 2 前項の違約金は第 16 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。 (契約の解除)
- 第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が第8条第1項に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認め られるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は 役員又は支店若しくは営業所の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。 以下「役員等」という。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その 損害を賠償するものとする。

#### (返還金等)

- 第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った土地代金を返還する。ただし、 当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

#### (乙の原状回復義務)

- 第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに土地 を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が土地を原状に回復させることが適当でない と認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、土地が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として 契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰 すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければ ならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところにより土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該 物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を 請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により土地代金を返還する場合において、乙が第15条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する土地代金の全部 又は一部を相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

- 第19条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 本契約に関し、疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第20条 本契約に関する訴えの管轄は本物件の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

- 甲 大垣市丸の内 2 丁目 29 番地 大垣市土地開発公社 理事長
- 乙 住 所

氏 名

### 地方自治法施行令(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札 に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
  - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条 第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該 当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参 加させないことができる。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、 また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意 に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抜粋)

(国及び地方公共団体の責務)

- 第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。
  - 一 指定暴力団員
  - 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。)
  - 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
  - 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

### 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(抜粋)

(観察処分)

- 第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別 大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状 況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を 超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。
  - 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
  - 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成 員であること。
  - 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
  - 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると 認めるに足りる事実があること。